

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
小規模多機能型居宅介護事業所 各位

大津市健康保険部介護保険課
資格給付係

介護保険給付に関する留意事項について

平素は本市介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。
居宅サービス計画作成依頼（変更・終了）届出書・介護保険被保険者証について留意事項を下記に
まとめましたので、ご確認ください。

1 居宅サービス計画作成依頼（変更・終了）届出書

居宅サービス計画作成依頼（変更・終了）届出書の様式は 3 種類あります。

①要支援 1・要支援 2 の認定者	介護予防サービス計画作成依頼（変更・終了）届出書
②要介護 1～5 の認定者	居宅介護サービス計画作成依頼（変更・終了）届出書
③小規模多機能型居宅介護サービス利用者	居宅サービス計画作成依頼（変更・終了）届出書

※全て大津市ホームページよりダウンロードできます。
※③介護予防サービス計画作成依頼（変更・終了）届出書は、ケアプラン作成を居宅介護支援事業
所へ委託する場合も、本市への届出書の提出は地域包括支援センターが行います。

サービス計画作成依頼（変更・終了）届出書の提出について

介護サービスを利用する被保険者に対し、居宅介護（介護予防）支援事業所がケアプランを作成す
る場合には、大津市にサービス計画作成届出書を提出してもらう必要があります。（届出書を提出し
ないと介護報酬の請求が返戻になります。）

- 具体的には、・・・
- （1）新規届として（各様式の“新規”の欄に記入する）
 - ・要介護認定を受けて、初めて介護サービスを利用する場合
 - （2）変更届として（各様式の“変更”の欄に記入する）
 - ・サービス計画作成をする事業所を A 事業所から B 事業所へ変更する場合
（一つの認定期間内での事業所変更）
⇒ B 事業所から変更届を提出する。A 事業所からの終了届の提出は不要。

【取扱例】

更新・区分変更申請の認定結果が…	今までに提出した事業所	変更後に届出が必要な事業所		
		居宅介護支援 事業所	地域包括支援 センター	小規模多機能型 居宅介護事業所
要介護 1～5 → 要支援 1・2	居宅介護支援事業所	× 不要	新規届	—
要支援 1・2 → 要介護 1～5	地域包括支援センター	新規	× 不要	—
小規模多機能型居宅介護サービス利用の場 合（要支援・要介護問わず）	居宅介護支援事業所もしくは地 域包括支援センター	× 不要	× 不要	新規届
小規模多機能型居宅介護サービスを終了し、 引続き、他の介護サービスを利用する場合	小規模多機能型居宅介護 事業所	要介護 1～5 なら新規届	要支援 1・2 なら新規届	× 不要

各事業所の終了届は、上記のケースでは、別事業所がケアプラン作成を受ける場合、不要。

【重要】認定期間が一日でも空く場合は、新規届が必要です。

例①: 10/31 まで要介護1の認定があり、更新申請の結果が要支援2 (R01/11/01-R03/10/31)、11/1に区分変更申請をして要介護2 (R01/11/1-R02/10/31) となった場合
⇒結果的に、要支援2の認定期間がない状態であるため、10/31 まで担当していた居宅介護支援事業所からの居宅サービス届の提出は不要。

例②: 10/31 まで要介護1の認定があり、更新申請の結果が要支援2 (R01/11/01-R03/10/31)、11/2に区分変更申請をして要介護2 (R01/11/02-R02/10/31) となった場合
⇒結果的に、要支援2の認定期間が11/1の一日だけ存在しているため、10/31 まで担当していた居宅介護支援事業所から新規届の提出が再度必要です。

【給付管理票の作成について】、

小規模多機能型居宅介護サービスを1ヶ月まるまる利用する場合、小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理票を作成します。(給付管理のための介護報酬の算定はない。)

しかし、小規模多機能型居宅介護サービスを利用している同じ月内に居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所が、他の居宅サービス(居宅療養管理指導・特定施設入居者生活介護を除く、また、地域密着型サービスは、夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護(短期利用型)に限る)を利用した場合は居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所がまとめて給付管理を行なうこととなります。(給付管理のための介護報酬の算定があり、給付管理を行なう。)

(3) 終了届として (各様式の“終了”の欄に記入する)

- ・特別養護老人ホームやグループホーム等への入所
 - ・長期化が予想される医療入院
 - ・介護サービスの利用がない、もしくは、今後も利用予定のない被保険者
- } の場合

【注意】死亡・大津市から他市へ転出(住民票も移す場合)の場合、終了届は不要です。

居宅サービス計画届出をする注意事項

●介護予防支援の委託を受けた居宅介護支援事業所が、介護予防サービス計画届を提出される場合がありますが、介護予防支援については、地域包括支援センターが届け出ることとなっているため、委託を受けて居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画を作成する場合も、「事業所番号」や「確認者氏名」は地域包括支援センターとなります。

●居宅サービス届出書の提出には、原本の提出が必要です。コピーは不可です。

●暫定で区分変更中等に届出書を提出している場合等に、認定後に重複して届出書を提出されるケースが見受けられます。事業所として届出書の提出管理を徹底してください。

●新規届、変更届では「何月のサービス利用分から」欄に、例えば、「令和元年7月から」と届出したが、実はサービス提供が令和元年6月から始まっていたというケースがあります。そのようなことのないようにサービス提供事業所との確認、連絡は十分図って下さい。

●届出をしたことで反映されること

- ①被保険者証の「居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称」欄に届出した事業所名と届出年月日を記載。 ※被保険者証に印字される届出年月日は、届出を大津市が受付した日となります。(居宅サービス計画を作成開始される年月とは異なります。)(②全文削除)
- ②国保連合会に受給者情報の居宅サービス計画届出データ(介護報酬の審査の元データ)として情報を提供。

なお、被保険者証の「居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称」欄の事業所名を消したい場合等は、終了届を提出して下さい。

2 居宅サービス計画作成依頼（変更・終了）届出書と被保険者証の取扱いについて

担当ケアマネジャーが、居宅サービス計画作成依頼届出書を当課窓口へ提出される場合、

① 届出書のみ提出される場合

⇒被保険者証は本人住民票住所へ郵送します。

（別途、送付先変更申請書が提出されている場合を除く）

② 届出書と被保険者証の2点をまとめて提出される場合

⇒希望するなら居宅介護支援事業所名称を印字した被保険者証の持ち帰りも可とします。

（ただし、新しい被保険者証を持ち帰る場合、届出書の枠外下段に被保険者証の受取人の署名をしてもらいます。）

3 被保険者証の再交付

【注意事項】

要介護認定新規・更新・区分変更申請中は、被保険者証の再交付は行っておりません。

通常、要介護認定申請時等には被保険者証を添付してもらうこととなっていますが、認定申請等の際に被保険者証が無い場合は、被保険者証を添付せずに認定申請書等を提出して下さって結構です。

【対応について】

	依頼者	対応内容
電話	本人・家族	対応しません。
	ケアマネジャー・民生委員等 上記以外の者	対応しません。
介護保険課 窓口	本人・家族	再交付申請書を記入してもらい、本人確認が取れれば、新しい被保険者証を即日再交付。
	ケアマネジャー・民生委員等 上記以外の者	対応しません。 ただし、委任状（※1）持参の場合は、再交付申請書を記入してもらい、受任者の本人確認が取れれば、新しい被保険者証を即日再交付。
支所窓口	本人・家族	再交付申請書を記入してもらい、申請書が本庁へ届き次第、新しい被保険者証を一営業日以内に介護保険課より郵送。
	ケアマネジャー・民生委員等 上記以外の者	本人や家族が記入したものを代理で提出していただくことは、委任状が無くても可能。 ただし、申請書の記入もケアマネジャー等が行う場合は、委任状（※1）が必要。 再交付申請書が本庁へ届き次第、新しい被保険者証を、一営業日以内に介護保険課より受任者へ郵送。

※1 大津市ホームページに委任状の様式をアップロードしています。必ずしもこちらの様式を使用する必要はありませんが、ご自身で作成される場合、委任する方（被保険者本人）および受任する方（再交付申請書を記入する方）の住所・氏名・（所属する介護事業所名称）、本人との続柄、委任事項を記入した委任状をご準備ください。

●原則として、被保険者証等は、本人の被保険者証記載の住民票住所宛てに送付します。

もし、送付先を変更したい場合は本人や家族等から、送付先変更申請書を提出していただく必要があります。

発行済みの被保険者証について

更新認定・居宅サービス届の提出などで新しい保険証が発行された場合、以前の古い被保険者証は市役所もしくは最寄りの支所に返却してください。

4 被保険者証の記載内容の問合せについて

⇒個人情報に関わることであるため、基本的に、電話・窓口での対応はしていません。

介護報酬の請求の関係で、被保険者証等の記載事項（被保険者番号・要介護度・要介護認定期間・認定決定日、負担割合など）について、サービス事業所・ケアマネジャーからの問合せは対応していません。

被保険者証や負担割合証で確認してください。